

議員提出議案第6号

国民的合意のないままに安全保障体制の見直しを行わないように求める意見書提出について

地方自治法第99条の規定による別紙意見書を、大口町議会会議規則第13条の規定により提出する。

平成27年6月8日提出

提出者	大口町議会議員	吉田	正
賛成者	大口町議会議員	船戸	光夫

国民的合意のないままに安全保障体制の見直しを行わないように
求める意見書

終戦から70年の節目を迎え、戦争当時の過酷な経験をされた人々が高齢者になる中、改めて平和の尊さを受け継ぐ必要が高まっている。

安倍政権は、集団的自衛権の行使容認を閣議決定（2014年7月1日）し、具体化する法案を国会に提出した。集団的自衛権を行使するために武力攻撃事態法や自衛隊法の改悪、国際紛争に対処する他国軍を後方支援するため自衛隊を随時派遣できる恒久法国際平和支援法の新設、日本周辺に限らず米軍や他国軍の後方支援を可能とする周辺事態法の改悪などを行おうとしている。安倍首相は、戦闘現場に自衛隊を送り込まないと言っているが、相手から攻撃されれば、自衛隊のいる所が戦闘現場になる。つまり、国際紛争の解決に武力支援をするということになる。

この政府の姿勢は、憲法第9条第1項『日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と武力による威嚇又は武力の行使は国際紛争を解決する手段としては、永久に放棄する』から、大きく逸脱している。

国民の多くは、なぜ集団的自衛権の行使をしなければならないのか、自衛隊がなぜ海外で武器を使用する必要があるのか、国民の命と財産を守るといいながら守られたためしがないなど、大きな疑問を感じている。

歴代政府が、集団的自衛権の行使はできないと言ってきたことを、できるようにするのであれば、立憲主義の日本においては憲法改正の手続きをしなければならないことが明らかである。

国民の議論を喚起し、国の提案について国民の判断に委ねることが当然で、国民投票を行うべきである。

大口町議会は、国民の合意のないままに、集団的自衛権行使のための関連法案などの改悪を行わないように強く求める。

以上地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年6月22日

愛知県丹羽郡大口町議会

(提出先)

内閣総理大臣	安倍晋三	殿
衆議院議長	大島理森	殿
参議院議長	山崎正昭	殿